

実証試験要領の改訂に向けて

1. 実証試験要領の位置づけ及び基本方針を一部再検討する必要性

アンケート等では、「実証試験要領の規定を柔軟にして、実使用状況に応じた条件で試験すべき」との意見が多く見られた。一方で、実証試験要領の規定を単に柔軟にするだけでは、適切な試験方法を検討するための判断基準としての機能を低下させる可能性がある。この両観点を勘案しつつ、要領の改訂案を検討するには、実証試験要領の位置づけ及び基本的な方針を整理した上で、各論（熱媒の規定をどうするか等）に関して検討する必要があると言える。

なお、整理された位置づけ及び基本方針を当要領内に明記し、実証機関や実証申請者が実証試験計画等を検討する際の判断基準とすることが有効であると考えられる。

2. 実証試験要領の位置づけ及び基本方針（案）

実証試験要領の位置づけ及び基本方針は、以下のように整理することができる。

(1) 実証試験要領の位置づけ

実証試験要領は、その上位に位置づけられる環境技術実証事業実施要領（以下、実施要領）内において明確に位置付けられているわけではないが、以下のような規定がある。

第 6 章 実証試験計画の策定

3. (前略)・・・ある技術について、当該技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる場合等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。

これを踏まえると、実証試験要領の位置づけは、以下のように定義できるのではない
か。また、以下の表現を当要領内に記載することが必要ではないか。

○実証試験要領の位置づけ（案）：

当要領は、「実証試験における実施事項」及び「実施者がその実施事項を実施する
上で原則的に従うべき規定」を示すものである。

ただし、当要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれ
があり、当要領の規定内容を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、
環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、当要領の規定と異なる
実施方法を採用することができるものとする。

上記と方向性をそろえる形で、当要領内の試験方法の規定における原則を、以下のよ
うに設定することができるのではないか。また、以下の表現を当要領内に記載するこ
とが必要ではないか。

○試験方法の規定における原則（案）：

当要領において示す試験方法は、以下①～③の原則に則って規定されている。

【試験方法の規定における原則】

- ①あらゆるユーザーが、「製品の性能や環境保全効果等が公正・公平な方法で試験
されている」と判断する内容であること。（客観性の担保）
- ②ワーキンググループ検討委員が、「製品の性能や環境保全効果等を、あらゆるユ
ーザーが適切・公正に判断・認識できる」と判断する内容であること。（学術的
な妥当性の担保）
- ③上記①、②の範囲内で、他の空調システムに対する地中熱ヒートポンプシステム
の性能や環境保全効果等の優位性がユーザーに認識されること。（技術の普及の
視点）

当要領の試験方法に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないお
それがあり、試験方法を一部変更することが、上記の原則に鑑みてより適切である場
合には、実証機関は、環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、
当要領の規定と異なる試験方法を採用することができるものとする。

(2) 実証場所別の具体的な規定方針

当要領内の規定は、システムの仕様／稼働条件／測定条件、の3つに大きく分類できるが、各実証単位の実証場所によって以下のように分けて考えることが望ましいと言える。

規定内容	実証単位A (現場実証)	実証単位B (実験室実証)	実証単位C (現場実証)
システムの仕様 (使用する熱媒の種類、システム構成等)	× 規定なし (報告書への記載は必須)	○ 規定あり	× 規定なし (報告書への記載は必須)
稼働条件 (運転モード、温度設定等)	× 規定なし (報告書への記載は必須)	○ 規定あり	○ 規定あり
測定条件 (測定点、測定間隔等)	○ 規定あり	○ 規定あり	○ 規定あり
考え方	・現場の特性に応じてシステムの仕様や稼働条件が決定されるべきであり、これらを拘束することはユーザーのわかりやすさの観点で好ましくない。	・試験者の恣意性が試験条件に影響する可能性があるため、すべて規定することが好ましい。 ・システムの仕様及び稼働条件は、原則③の観点から、基本的には空冷システムと同等とするべきである。	・現場の特性に応じてシステムの仕様決定されるべきであり、これらを拘束することはユーザーのわかりやすさの観点で好ましくない。

(3) ご意見における個別の改良方針

精度の規定： ①、②を満たす範囲内で、規定を緩和する（本年度内に、規定の数値基準を具体的に提案）。

熱媒の規定： 原則として水とするが、①、②の観点から水以外の方が好ましいと実証機関が判断する場合はこの限りではない。

ヒートポンプの温度条件： 現状の条件を維持する。